

宇治の風致



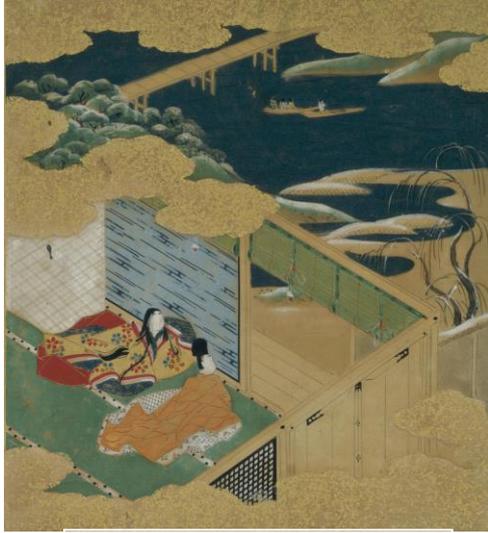
宇治名所古跡之繪圖 (宇治市歴史資料館所蔵)

宇治市



○ はじめに～風致地区から見た宇治のまちの特徴とその変遷～

まずはじめに、宇治市の都市形成の歴史を、現在の風致地区に指定されている地域に焦点を当てて、その特徴を見ていきましょう。



源氏絵鑑帖巻 51 浮船

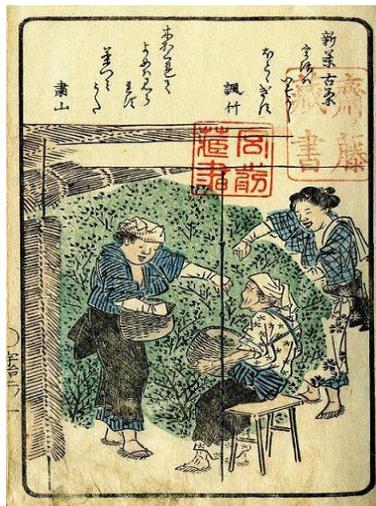
(宇治市源氏物語ミュージアム所蔵)

- ・古代から、交通の要衝として重要な地であった宇治は、平安時代になると、貴族たちが、山間の峡谷から盆地に流出する河川が織り成す山河の美を、この上ないものとして愛唱し、ここ宇治に京都の嵯峨とともに、別業（貴族たちが、平安京内の住まいとは別に、自然との接触を楽しむために造営した別荘）を求めるようになりました。
- ・そして、平等院造営や別業群とともに碁盤目の町割の形成が始まり、その外周としての本町通や県通が生まれていきます。
- ・一方、明星山三室戸寺は、当時、西国三十三か所巡礼の最後の札所であったと伝えられています。
- ・中世には、碁盤目を斜交する宇治橋通により町割が改変されたと考えられ、近世に宇治橋通を核とする町割が完成します。
- ・また、江戸時代には、黄檗山萬福寺が開かれ、中国明代の文化

が継承され、煎茶文化が発信されました。

- ・宇治は、これらの集落や町割の形成とともに、特色ある宇治茶に関する生業と文化を育ててきました。

- ・現在、旧宇治市街地を中心とした市内のあちこちには、歴史的伝統をもつ茶業



宇治名所図宇治川兩岸一覽下

(宇治市歴史資料館所蔵)



源氏絵鑑帖巻 53 手習

(宇治市源氏物語ミュージアム所蔵)

関係の家屋が分布し、他の都市には見られない歴史的景観を形成しています。

- ・この恵まれた自然的環境や歴史的・文化的環境が、数多くの観光客に愛されるとともに、市民のかけがえない財産となっています。

(参考) 宇治市の歴史的都市としての特徴 (「宇治市史」第1巻 昭和48年1月 編者のことばより)

「宇治は、古代・中世・近世・近代という歴史の展開に応じて、見事にその都市的性格を転換させてきたところであるが、各時代を通じ、つねに歴史と景観とがひとつにとけあったユニークな性格を保っており、日本の現在に生き抜く典型的な歴史都市といえることができる。」

「歴史的核を中心とした市域の近代化をどのように自然的環境と調和させながら進めていくかは、住民によるこの歴史的風土の理解の態度如何にかかっている。」

○ 宇治茶と茶畑の風景

次に、宇治を特徴づける宇治茶と茶畑について見ていきましょう。



室町時代終期に登場する「宇治七名園」の一つで
唯一現存する「奥の山茶園」



宇治橋名水汲み上げ・献茶際

- ・鎌倉時代に、京都の梅尾と宇治とで茶の栽培が始まりました。
- ・室町時代には、宇治が茶の産地として知れ渡るようになりました。

現在の宇治市内に、覆下茶園が出現するとともに、宇治茶師の屋敷街が中宇治に形成されました。

- ・安土桃山時代には、豊臣秀吉の庇護により、茶産地としての宇治の名声が高まりました。
- ・江戸時代には、徳川将軍家によっても宇治茶が珍重され、「お茶壺道中」が制度化され、幕末まで続きました。

また、黄檗宗萬福寺の隠元禅師によって、煎茶文化が広く普及されていきました。

- ・江戸時代には、町場の中や周囲に広く茶畑が展開していましたが、明治から昭和にかけての近代化の中で、街中の茶畑は宅地化されていきました。
- ・宇治川が丘陵地を抜け平地に出たところでは、水系によって作られる砂地やももとの砂質型の地質を利用して、現在も市街地内や宇治川河川敷、段丘上などに覆下茶園が営まれています。
- ・また、江戸時代に茶生産集落が発達した白川では、丘陵部の谷筋を埋めるように覆下茶園が広がっています。

○ 風致地区とは

では、風致地区とは、どのような場所、地域なのでしょう。

風致地区とは、都市の緑豊かな自然的景観及び歴史・文化的な景観を有する環境の維持・保全をはじめ、これらが混然一体となった趣のある風景、その環境が持続的に形成、または醸成し、増進されていくことを目的とする地区です。

この風致地区は、都市計画法に基づく地域地区（住居地域などの用途地域等）の一つとして、良好な自然的景観、歴史・文化的景観や良好な住環境を維持・保全している地域などを対象とし、都市計画法に基づいて指定します。

風致地区においては、建築物の建築、工作物の設置、土地形質の変更や木竹の伐採など、風致の維持に影響のある行為をしようとする場合は、宇治市風致地区条例に基づき宇治市長の許可が必要です。

これらのことを、別のことばで言い表せば、「『地域のいいところ』を、みんなで大切に守り育てていこう。」という制度です。

そして、現在、宇治市の風致地区制度は、景観法に基づく景観計画や文化財保護法に基づく重要文化的景観などの諸制度と互いに補完しあい、あるいは重層的に一体となって、その役割を果たしていくものとなっています。

○ 宇治市の風致地区（指定とその特徴）

総論（その1）

宇治市では、このようなかけがえのない自然的環境、歴史的・文化的環境を未来に引き継いでいくとともに、これらの自然的環境、歴史的・文化的環境に近接する地域で、近年の住宅地開発等により、地域が本来有している趣のある環境が乏しくなっている地域においても、隠れている地域固有の趣が醸し出されていくよう、または醸成していけるよう風致地区を指定しています。

平成27年4月1日、風致地区制度のより充実した運用を図るため、風致地区制度に基づく許可事務は、京都府から宇治市に権限移譲されました。

総論（その2）

現在、宇治市においては、黄檗風致地区、三室戸風致地区、宇治風致地区の3地区を指定しています。さらに、風致地区には、特別風致地区と普通風致地区との2種類の種別を設けています。

特別風致地区は、特に都市の風致を維持すべき地区、普通風致地区は、それ以外の都市の風致を維持すべき地区という性格を有しています。

この特別風致地区は、宇治風致地区の区域の一部で指定しています。黄檗風致地区及び三室戸風致地区は、各々の地区全域が普通風致地区です。

○ 宇治都市計画風致地区の指定

昭和12年10月14日指定（京都府都市計画決定）

宇治都市計画風致地区 地区面積 約970.5ha（宇治田原風致地区を除く。）

【宇治都市計画風致地区指定の理由】

昭和12年5月7日 宇治都市計画風致地区指定の件（京都府都市計画審議会議事録）

理 由

黄檗山及び三室戸を中心とする一帯の地は史跡に樹林の美を配し、宇治川沿岸及び之に沿接する山地部は水流に樹林の美を併せ具する等何れも洛南における屈指の景勝地たり、然るに近時市街地の膨張に伴い動もすればこれらの景勝地の破壊せられんとするの傾向あるにかんがみ、之を風致地区に指定し以て景趣の保育に資せむとす。

このように、豊かな自然的景観と歴史・文化的景観との渾然たる特異の融合からなっている宇治の風致地区は、自然美と人工美との極致を求めていくことを、その目的としていることができます。

○ 黄檗風致地区



昭和12年10月14日指定
(京都府都市計画決定)
地区面積 約23.3ha
(地区全域が普通風致地区)

(昭和11年の京都府都市計画審議会議事録より)

「ご承知のとおり黄檗山萬福寺を中心とするものでありまして、黄檗山は禅宗の本山で国賓建造が多数に存在してまして、附近は赤松の林をもつて繞らされている土地なのであります。」

○ 三室戸風致地区



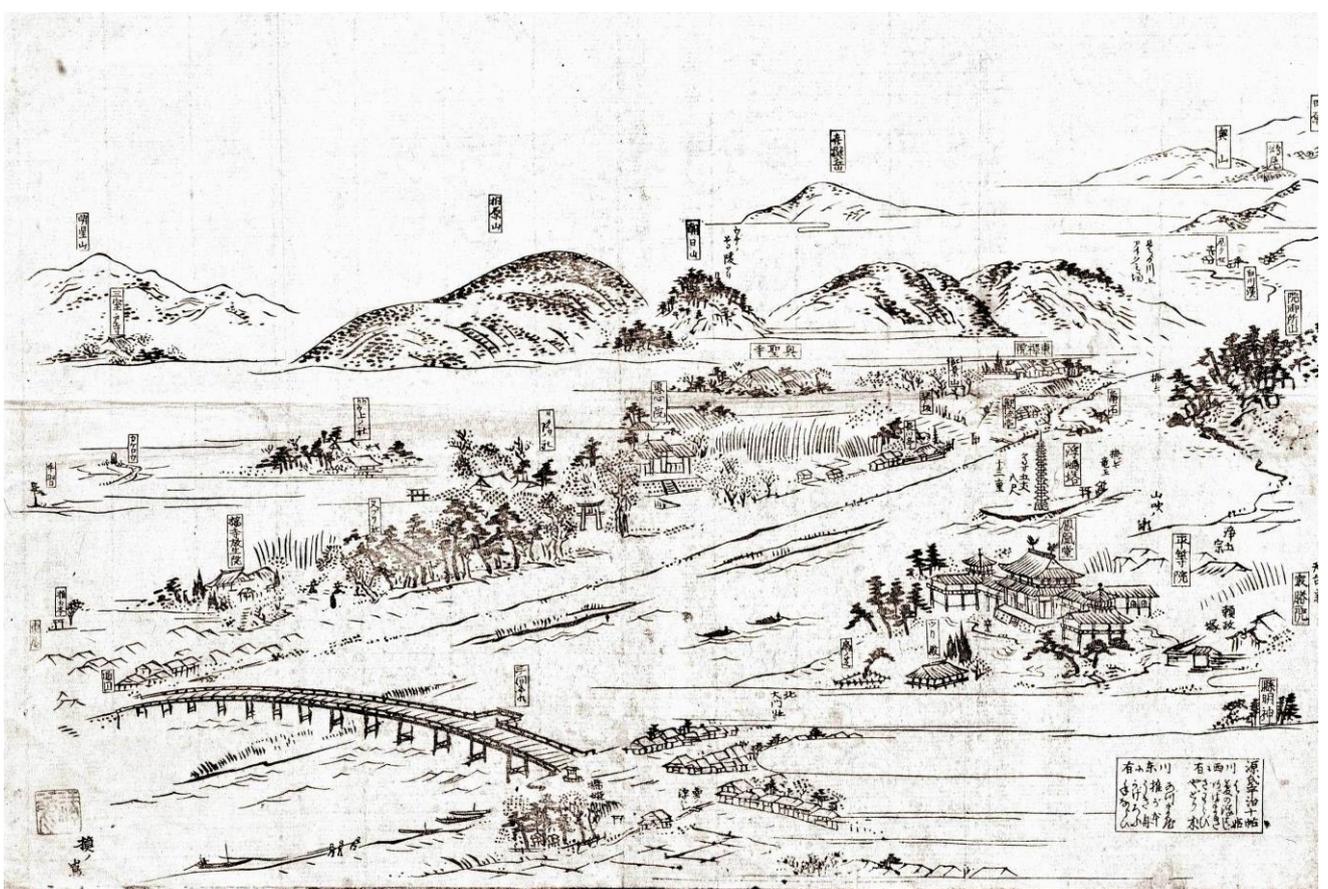
昭和12年10月14日指定
(京都府都市計画決定)
地区面積 約188.3ha
(地区全域が普通風致地区)

(昭和11年の京都府都市計画審議会議事録より)

「明星山三室戸寺を中心とするものでありまして、この三室戸寺は天台宗門派の園城寺に属しまして、西国三十三か所の一つになっています。この寺の参道入口から半ばは古い桜の木がたくさんあります。その奥には杉、檜の老成林があり、なおその周囲は赤松の純林をもつておおわれている地域であります。」

○ 宇治風致地区

昭和12年10月14日	当初指定（京都府都市計画決定）
昭和25年 8月 8日	特別地区指定（京都府指定）
昭和45年 6月14日	「京都府風致地区条例」制定に伴い、「特別地区」を「宇治特別風致地区」として承継）
昭和63年 9月27日	宇治田原風致地区の分離に伴う区域変更（京都府都市計画変更）
地区面積 約758.9ha	うち特別風致地区 面積 約156.0ha 普通風致地区 面積 約602.9ha

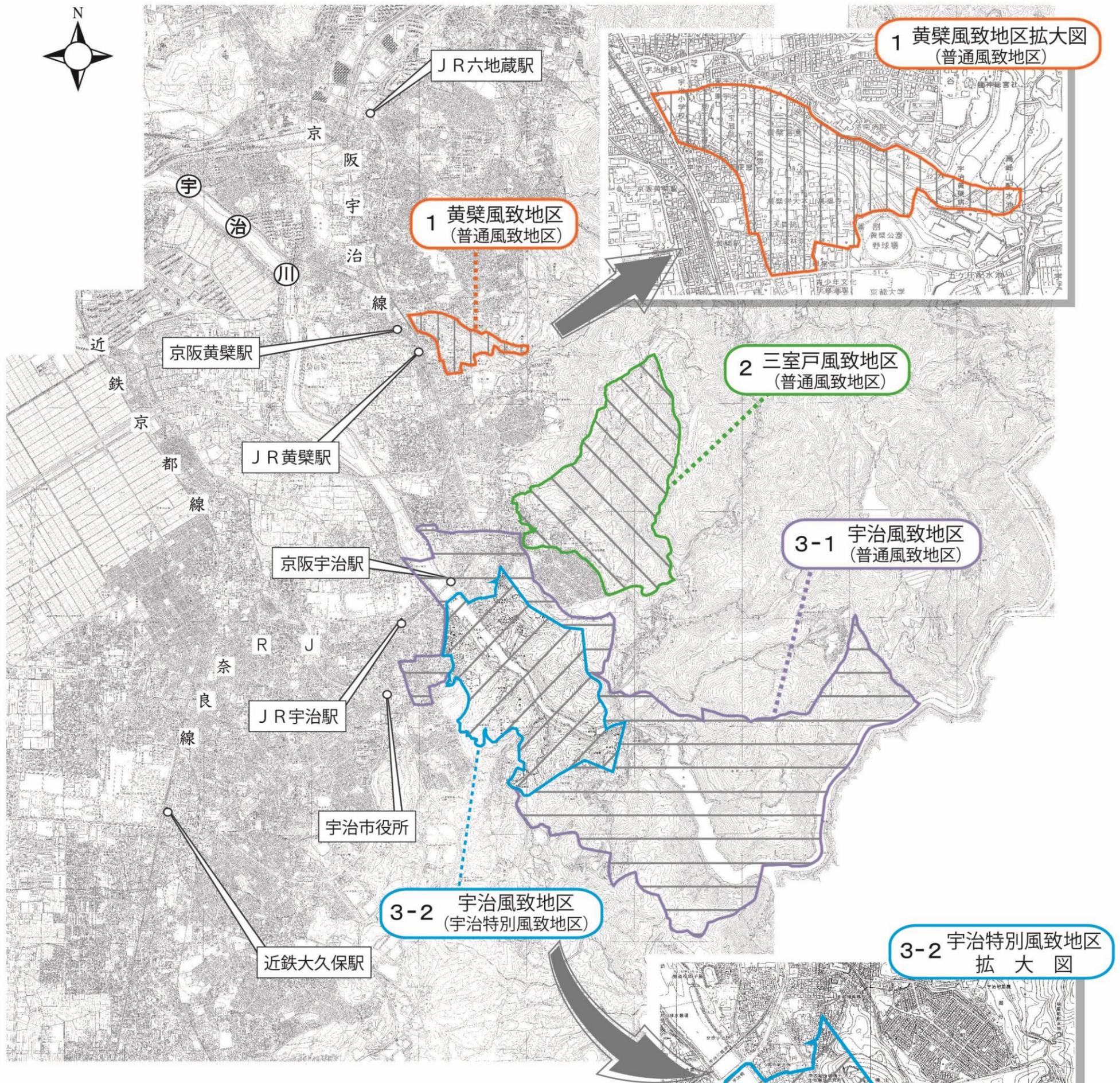


宇治名所図（宇治市歴史資料館所蔵）

（昭和11年の京都府都市計画審議会議事録より）

「宇治川沿岸の清流に臨む一帯の山地部を指定せんとするものであります。この沿岸はご承知のとおり奇勝絶景の土地でありまして、仏徳山、朝日山、槇尾山等の翠峰を包含するものであります。この区域は主として赤松林、広葉樹林及び混交樹林になっているのであります。」

宇治都市計画風致地区 区域図



	風致地区名	面積
1	黄檗風致地区(普通風致地区)	約 23.3ha
2	三室戸風致地区(普通風致地区)	約 188.3ha
3	宇治風致地区	約 758.9ha
	3-1 普通風致地区	約 602.9ha
	3-2 宇治特別風致地区	約 156.0ha
合計		約 970.5ha

※風致地区とは、都市計画に定める地域地区の種類の一つです。

宇治特別風致地区

この宇治風致地区においては、当初、昭和25年8月8日に、京都府において、京都市の東山、嵐山と同時に宇治特別地区（現在の宇治特別風致地区）が、次のように指定されました。



宇治名所図宇治川兩岸一覽下(宇治市歴史資料館所蔵)



(昭和28年京都府都市計画課資料より)

「特別地区は、広さにおいては全風致地区のおよそ1割程度に過ぎないが、これらの区域は千余年間の平安京において、物語、詩歌などで市民に親しまれたものであり、また山紫水明の地であり、然も古い歴史を持ち、他に比類を見ない優雅な姿によってその美を誇るできるのである。

(中略)

宇治 宇治は応神天皇が離宮を営まれたときの菟道山であり、菟道稚郎子の閉居された地は今の宇治神社の一带であって、その背後の宇治上神社は仁徳帝の営みにかかり、神社建築の最古を誇り、藤原時代の三幕股の一つで有名である。

また、わが国最長、最古の宇治橋、平家物語の小島ヶ崎は宇治先人で知られ、放生院橋寺の宇治橋断碑、道元禅師の開山にかかる興聖寺、藤原道長山荘として開き、



その子頼道の営む平等院、県神社などのおびただしい古跡は古来の離宮または貴紳の別業が置かれたところであり、源氏物語や朝顔日記に親しまれたものである。急流宇治川の兩岸朝日山、槇ノ尾山など八山の青松は青銅の瓦とともに三翠の景をつくって全山すべて貴重の文化財をなし、今もなお、行楽保養の地としてもその名が高いのである。

また、京都の風致地区は、もとよりのこと、宇治の風致地区にしても広大なものであるが、これらは京都と宇治が文化と自然を備えた風致地区として国内に無類を誇るものであって、その核心として土地の効用を完全に維持すべき東山と嵐山と宇治の三山について本府知事は昭和二十五年八月八日、これを特別地区に指定したものである。」

そして、昭和45年6月14日に、京都府において、「京都府風致地区条例」の制定に伴って、この「特別地区」は「宇治特別風致地区」として指定され、引き継がれることとなりました。

現在、この宇治特別風致地区の区域は、「特に都市の風致を維持すべき区域（特別風致地区）」として風致の維持・保全、増進を図っています。



宇治橋から宇治川上流の眺望
(秋の宇治川河畔)

宇治橋から宇治川上流の眺望
(春の宇治川河畔)



このように、宇治特別地風致区は、宇治が京都とともに、歴史と文化を重視し、宇治川や山地の樹林等の自然景観はもとより、併せて歴史・文化景観にも重きを置いており、その歴史的価値を損なわないことを目的として指定されたことがうかがえます。

これは、今日の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（古都法）」や「文化財保護法」に基づく「重要文化的景観」などにもつながっている概念といえます。

ここで、宇治において、宇治の自然美と歴史的な趣とが織り成す風雅が、過去から現在、未来にわたって、私たちにとって、かけがえのないものであり、いかに大切なものを共有しているかを示す例として、風致地区の指定以前から風致の保全に取り組んだエピソードと宇治の風雅がいかに活用されているかを示すエピソードを紹介し

ます。

○ 挿話1 宇治発電所建設物語

- ・源氏物語宇治十帖に描かれた宇治の地は、近世に至り、物見遊山が文化となっていくことにより、名所図や名所案内などによって広く人々に紹介されました。そして、都市「宇治」の名が全国に知れ渡ることとなりました。そこに描かれている山河の自然美と社寺が創り出す歴史的な趣とが織り成す風雅が、宇治の都市のイメージとして形成されていくこととなりました。
- ・この宇治の地に、明治20年代後半から様々な形で水力発電の計画が始まりました。豊かな水量を誇る宇治川の水力発電は、紆余曲折の後、1913年（大正2）に、宇治上神社南東の仏徳山斜面に建設されました。
- ・この発電所から供給される電力は、工業や新名所を生み出すなど、宇治に近代化をもたらしました。
- ・一方で、発電所建設は森を伐り、山を削る工事を伴うものでした。
- ・宇治発電所は、世界文化遺産平等院の真向かいにあり、発電所の北西側には同じく世界文化遺産の宇治上神社などがあります。このため建設当時から景観への影響が懸念されました。
- ・そこで、発電所は、宇治川の風景地帯には入らないよう、前には盛土を行い、発電所が見えなくなるよう配慮されました。
- ・また、鉄管は森に囲まれるよう設置し、樹木の中に溶け込むよう工夫を加えられました。
- ・さらに、この仏徳山斜面の造成にあたっては、当時の大森鐘一京都府知事から水路開削命令書に風致回復条項が付されることとなりました。そして、1913年（大正2）から1915年にかけて、各地で起こりつつあった水力開発と風致保全の問題に専門家として関心を寄せていた森林学者本多静六の指導の中で、回復のための植林工事が行われることとなりました。
- ・このように、宇治の都市イメージを支えてきた山河の美の変貌を最小限に食い止める努力がなされました。
- ・これらの地形の変貌を極力少なくする努力や、その後の適切な自然回復緑化などの自然景観への配慮により、現状では対岸等からほとんど視認されることはない状態となっています。
- ・世界遺産宇治上神社の南東側に佇む宇治発電所は、赤レンガ造りの瀟洒な建物であり、現在も重みのある風格を保ち、電力を供給し続けています。
- ・この宇治発電所は、「大正初期に全長約11kmの導水路とともに建設された、国内最大規模の発電量を誇る電力飛躍時代の水路式水力発電施設である。」として、2010年（平成22）、「土木学会選奨土木遺産（土木遺産の顕彰を通じて歴史的土木建造物の保存に資することを目的として、2000年（平成12）に土木学会において設立された認定制度です。）」に選定されました。



宇治川対岸（左岸）から望む現在の仏徳山の景観

○ 挿話2 二つの鉄道建設物語

次に、近代の宇治における鉄道の路線選定や駅設置に際して、近世以来の「宇治川を中心とする山河の美」といった都市のイメージが重要な要素となっていたことを示す事例を紹介します。

① 奈良鉄道（現在JR奈良線）について

- ・奈良鉄道の敷設目的は、当初から京都～奈良そして大阪鉄道との接続による大阪へのアクセスの確保、京阪間の旅客貨物の増加を期した都市間連絡型交通でした。
- ・1896年（明治29）4月に全線（京都～奈良）が開通、全線開通時の途中駅は伏見、桃山、木幡、宇治、新田、長池、玉水、棚倉、木津で、京都～奈良間が1時間半毎の発車で1日11往復、1時間50分前後で結びました。
- ・当時の新聞には、「宇治川を渡る鉄橋は宇治橋の下流にほとんど接近する計りに架られ（中略）鳳凰堂は山水林樹の間に聳え興聖寺は琴谷を隔てて隠見す。蚩狩りにも遊ぶべく縣祭りにも便なるべし、蓋し線路中最も絶景の所」と紹介され、奈良鉄道の宇治川を渡る鉄橋は宇治橋と平行に架けられ、山河の美とされていた宇治橋から見る宇治川上流の景観を、鉄道の車窓からも眺められるよう工夫されていたことを伝えています。
- ・また、この奈良鉄道は、宇治茶の広がりや宇治の都市のイメージの拡大に寄与することになります。

それは、1892年（明治25）小包郵便法が施行され、鉄道を利用した郵便システムが急速に広まり、間もなく小包を利用した宇治茶の通信販売が開始されたことによります。

この鉄道を利用した小包郵便による通信販売は、宇治茶の商圈を拡大し、同時に宇治茶に支えられた宇治の都市のイメージの拡大にも貢献していきました。

② 京阪電気鉄道宇治線について

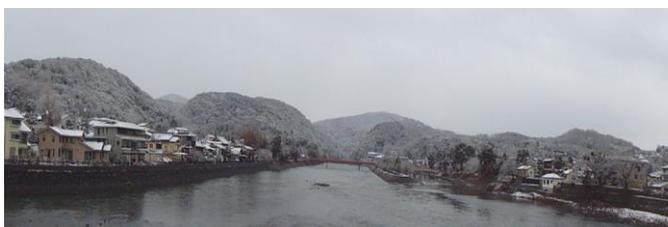
- ・宇治発電所からの電力供給を利用して、1913年（大正2）6月に中書島～宇治間が開通し、翌年には五条～宇治間の直通電車の運行が開始されました。また1915年（大正4）に京阪本線が三条まで延伸し、1923年（大正12）には三条～宇治間に直通電車が運行されました。
- ・京阪電気鉄道株式会社は、国鉄奈良線の北側としていた終点宇治駅を、奈良線の築堤を貫通して宇治橋の直近まで延長する変更を行い、京阪宇治駅は宇治橋東詰に設置することとしました。
- ・これにより駅を出れば、宇治橋と茶屋が目に入り、その向こうには宇治川が流れている風景が展開することとなりました。

このように、近代化の象徴である鉄道の車窓や駅からは、近世の宇治を代表する景観を眺めることができ、自然美と歴史的趣とが織り成す宇治の都市イメージのさらなる定着に寄与していきました。



宇治橋東詰からの宇治川
上流の冬の風景

宇治橋中央付近からの宇治川
上流の冬の風景



○ 許可の必要な行為（条例第3条第1項）

宇治市内の風致地区内において、都市計画法に基づく「宇治市風致地区条例」（平成27年4月1日施行）により、次に掲げる行為（「現状変更行為」といいます。）を行う場合には、市長の許可を受ける必要があります。

ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為、修繕や修復などの維持管理行為、その他一部の軽易な行為などについては、許可を受ける必要はありません。

- (1) 建築物その他の工作物（「建築物等」といいます。）の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩の変更（意匠の変更も含まれます。）
- (7) 屋外における土石等の堆積

○ 許可の基準

具体的内容及び詳細については、「宇治市風致地区条例 許可基準の解釈及び運用」を参照して下さい。

また、その具体の取扱いについては、担当窓口を確認してください。

風致地区で大切なこと

- ・風致地区における共通基準を、個々に満足するというだけでなく、
- ・本来その地域が有している歴史的、文化的な特性を読み取り、現状変更行為の計画物全体での調和を図ることを
重要としています。

そのために求められる要素

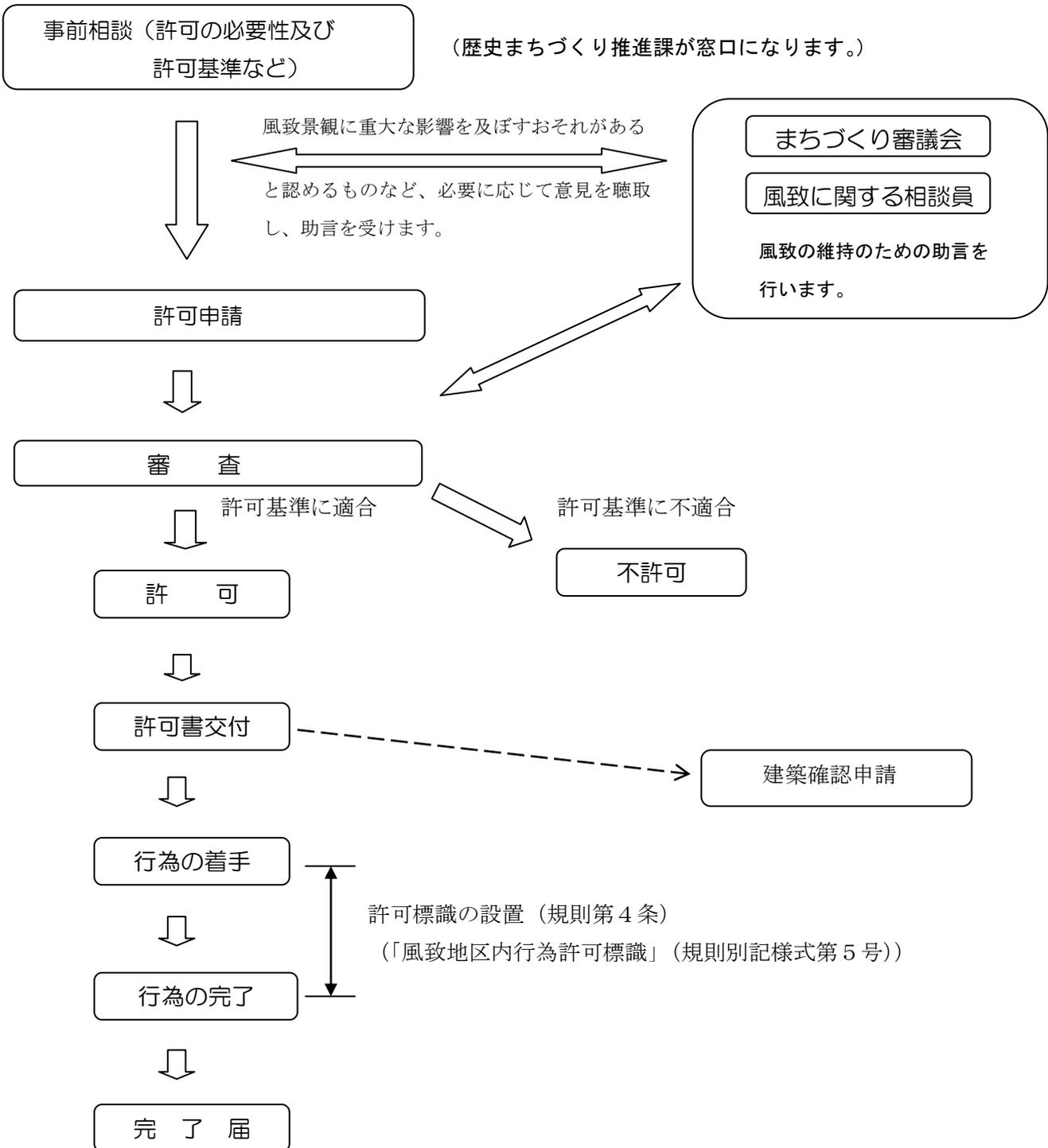
- ・地域毎の風致の趣を形成する、違和感のない、自然な、景観に優れた、一体感のある、といった印象を受けるものであり、
- ・自然的環境をはじめ、地域が有する、又は隠れている固有の歴史的、文化的な周辺風致に配慮し、一連であると感じられるものを
求めています。

景観影響評価資料の作成

建築物や造成等の規模や用途・目的、その行為を行う場所などによって景観に与える影響が大きく、その行為が風致地区の地域毎の景観特性に沿った規模や形態及び意匠であるか、眺望景観はどうかなどについて総合的に判断することが必要な場合には、景観影響評価資料（景観シミュレーション等で、景観変化の正確な予測と評価を行った資料）やマスタープラン（土地利用及び建築物等の配置に関する計画に係る区域全体についての将来計画）の提出を求め、これらにより判断することがあります。

○ 一般的な許可申請の流れ

許可申請から建築等の実施、完了届出書の提出までの流れの概要は下図のとおりです。



あて先・問い合わせ先

宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課景観係 TEL 0774 (22) 3141 (代表) FAX 0774 (21) 0400
〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 E-mail rekimachi@city.uji.kyoto.jp

[宇治市役所ホームページ上の風致地区関係のご案内]

宇治市役所ホームページ → 組織でさがす※ → 都市整備部 歴史まちづくり推進課 → 宇治市の風致 →
(※宇治市ホームページの検索コーナーにある「組織でさがす」をクリックして下さい。)

- (条例・規則) → 『「宇治市風致地区条例」、「宇治市風致地区条例施行規則」が制定されました』
- (風致地区制度のあらまし) → 『宇治の風致』(本パンフレット)
- (手続き・区域、様式関係) → 『風致地区内で建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を計画されている方へ』 → 『手引き』、『手続きに必要な書類様式』
- (許可基準関係) → 『宇治市風致地区条例 許可基準の解釈及び運用』

2020年6月 発行